

令和4年度差別事象検討小委員会の概要

差別事象への対応の検討を進めるため、平成23年12月に鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として、差別事象検討小委員会を設置しています。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正をふまえ、小委員会での施策検討をより充実させるため、委員以外の外部有識者にも意見を求めることができるよう鳥取県人権尊重の社会づくり規則を改正しています。(令和3年4月1日施行)

○鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則(平成8年規則第56号)

(小委員会)

第4条 協議会に、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、小委員会に準用する。

(意見の聴取)

第5条 協議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、議事に関し専門的な知識を有する者に対して、出席を求めて意見を聴き、又は意見書の提出を求めることができる。

1 差別事象検討小委員会について

- (1) 目的：鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- (2) 位置づけ：人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(審議会)の小委員会と位置づける。
- (3) 委員：近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部の委員で組織する。

○令和3年度及び4年度委員

荒益正信会長、池谷千恵委員、北村秀徳委員、中井浩委員、松田博明委員、山本真輝委員

- (4) その他：検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

2 令和4年度の開催概要

(1) 第1～5回差別事象検討小委員会

令和4年7月27日、8月25日、9月12日、10月21日、11月7日

近年、インターネット上に誹謗中傷や差別的な投稿があふれ、大きな社会問題になっている。

県民が心無い誹謗中傷や差別的な投稿を行わないよう、デジタルメディア情報を正しく見極め、行動する能力である「デジタルメディアリテラシー」を高めていくことが必要であることから、啓発方法の検討を行った。

特に、「デジタルメディアリテラシー」を高めていくための普及啓発サイトのトラブル事例内容について、意見交換、検討を行った。

【主な意見】

- ・人権尊重の社会づくり条例を一部改正し、包括的差別の禁止という基本ルールを社会規範として条例に規定した。差別を正当化する集団規範への啓発を実施し、基本ルールを普及・定着していく取組が必要。
- ・展開例を示さないとなかなか理解していただくのは難しい。
- ・インターネットの人権侵害は、軽い気持ちだったとか知らなかったでは許されることでは決してない。知識を持たなければ、過ちを犯してしまう。特に人権侵害は、絶対に許されないということをまず押さえなければいけない。
- ・バイアスを打ち破るには、正しい知識を持つことが大切。
- ・自分の発信がインターネットという公共でどのような責任や影響に繋がっていくのかという視点を出した方がよい。
- ・周りの方の視点というのを入れたほうがよい。

(2) 第6回差別事象検討小委員会

【日時】 令和4年12月19日 午後1時30分から4時

【場所】 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室

■議事1 デジタルメディアリテラシー啓発サイトについて

第5回までの検討を踏まえ、「デジタルメディアリテラシーの夜明け」に掲載する啓発内容を決定した。

トラブル事例を3つ4コマ漫画で掲載することとし、コミュニケーション編、セルフコントロール編、情報発信編の中で「デジタル・シティズンシップ」に基づいて行動できるよういったん立ち止まって考えることができる内容とした。

■議事2 市町村から報告のあった差別事象について

○琴浦町内の事業所での差別発言

<発言内容>

琴浦町内の事業所で働いているBさんは、一緒に働いているAさんから作業に必要なテープを借りていたがAさんが席を外したため、いつも借りているので大丈夫と思い許可を得ずテープを使用したところ、離れたところから見ていたAさんがBさんに対して「泥棒猫」と発言した。翌日Aさんは事業所内でBさんについて「お父さん(夫)がBさんのことを〇〇(同和地区)の人だけと言っていた。」と発言した。これを聞いたBさんは姉に相談し、働いている事業所の事務員と上司に相談したが事業所は何も対策を取らなかった。

【主な意見】

- ・個人の対処も当然しなくてはならないが、そこで働いている人も一緒に手だてをしていかないと拡散することとなる。
- ・一番大きな責任は、事業所の責任者がこのような場合にどう対応してよいかわからなかったということがあると思われる。行政の側が、ここが窓口となるので連絡してくださいということを周知しないとイケない。

○鳥取市内の同和地区を問い合わせる電話

<発言内容>

鳥取市の総合支所の代表電話に「同和のことでわかる人に」という電話があったため、人権教育推進員が対応した。内容は、子どもが結婚するが〇〇(地名)は同和地区かを問い合わせるものであった。お答えできないと言うと、相手の親が殺人をしていたらどうするのだ、結婚してから、後でわかったらどうする、などと発言し一方的に電話を切ったというもの。

【主な意見】

- ・結婚に関わる身元調査の問い合わせは、毎年のようにあがってくる。県の意識調査結果を見ても身元調査は絶対にいけないとするのは県民の7.6%となっていて、仕方がないとか、やってもいいと考えている。忌避意識が根強く集団規範となっている。これをどのように壊していくかが鳥取県の大きな課題である。
- ・身元調査はプライバシーの侵害である。プライバシーの侵害に関わる内容の研修や学習をする機会を持たないとイケない。

○被差別部落の方を誹謗中傷する差別手紙

<発言内容>

鳥取市在住の個人(Aさん)あてに、Aさんを誹謗中傷する内容の手紙が届いた(差出人の記載はない)。内容は老人会で行っている段ボール、新聞等の廃品回収の運搬費用が赤字であるにも関わらず、運搬を行っているAさんが市から過大に運搬料金を受け取っている。そんなことをするからあちらの人と言われるのだ(Aさんが市から過大に運搬費用を受け取っている事実はない)というもの。

【主な意見】

- ・この問題は地区全体の問題であるという捉え方で、地区公民館が中心になり文化センターと一緒に地区全体の交流の場や交流の活動をスタートさせていくことが必要。この中で今回の事象を意識した交流をしていくことが大事である。
- ・自分たちの地域の生活の仲間の中にこのような行為をする方を輩出したのはなぜなのか、について地域全体で考えていく必要がある。